

## 法曹養成制度改革推進会議の開催について

（平成25年9月17日）  
閣 議 決 定

- 1 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。  
議 長 内閣官房長官  
副議長 法務大臣及び文部科学大臣  
議 員 総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣
- 3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。
- 4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。